平成２６年（フ）第９９号
宮崎市田野町甲2695番地５　市営住宅木材町棟402号
債務者　久保田紀子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３号
福島県郡山市開成５丁目13番２号
債務者　小針　沙織
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５０号
長野県大町市常盤5831番地２　コーポ広ちゃん和ちゃんＡ－２
債務者　若林　英男
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３７３号
名古屋市昭和区広路本町６丁目57番地　ＨＯＵＳＥ657―202号
債務者　下野　顕央
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６７号
大分市けやき台４丁目2166番地の11
債務者　赤峰かおり
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８６号
大分市大字荏隈439番地の１
債務者　葛谷　明久
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８７号
大分市大字下郡1639番地の２　県営２Ａ３―33
債務者　薗田　健太
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８８号
大分県別府市大字鶴見4516番地の16
債務者　松川　弘志
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
鹿児島県肝属郡錦江町神川238番地３、前住所鹿児島県肝属郡大根占町神川239番地
債務者　菖蒲　修一
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１１９３号
大阪市淀川区塚本２丁目12番28号　川畑マンション３Ｂ号
債務者　尾﨑　英世
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６号
北海道標津郡標津町字川北63番地54
債務者　大場竜子こと　大場　龍子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月18日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

平成２６年（フ）第３５９号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸６丁目16番31号シーサイド鵠沼103
債務者　小淵　綾
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４２３号
横浜市鶴見区矢向６丁目11番26号　コウヨービル305
債務者　成田　淳次
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３０号
横浜市青葉区さつきが丘15番地４　原田レヂデンス103
債務者　芦野　英美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３９号
東京都西東京市谷戸町２丁目12番９―404号
債務者　藤原　歩美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１５１号
東京都狛江市東野川１丁目36番10号
債務者　朝倉　静子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部